

(家庭裁判所提出用) *診断書は、診断日から1か月以内のものを提出してください。

診断書(成年後見用)

1	氏名		男・女																																											
	生年月日	M・T・S・H	年 月 日生	(歳)																																										
	住所																																													
2	医学的診断 診断名																																													
	所見(現在症,現在の精神状態と関連する既往症,合併症など。)																																													
	<p>精神上の障害の程度</p> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">最重度</td> <td style="width:15%; text-align: center;">重度</td> <td style="width:15%; text-align: center;">中等度</td> <td style="width:15%; text-align: center;">軽度</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>知能検査実施済み(IQ = _____ (検査名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>, 実施日</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>認知機能検査(MMSE)実施済み(_____ 点, 実施日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)実施済み(_____ 点, 実施日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>知能検査等の施行が不可能な状態である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(理由:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>その他(</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>)</td> </tr> </table> <p>いわゆる植物状態やそれに準ずる状態である。 言葉・筆談で他者とコミュニケーションがとれないか,発語等はあっても意味が通じない又は通じないことが多い(痛みを訴えたり,物を取ってほしい等の簡単な意思表示はできるが,それ以上のやりとりはできない場合も含む。)</p>		最重度	重度	中等度	軽度		知能検査実施済み(IQ = _____ (検査名				, 実施日)	認知機能検査(MMSE)実施済み(_____ 点, 実施日)	長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)実施済み(_____ 点, 実施日)	知能検査等の施行が不可能な状態である。						(理由:)	その他()			
	最重度	重度	中等度	軽度																																										
知能検査実施済み(IQ = _____ (検査名				, 実施日)																																									
認知機能検査(MMSE)実施済み(_____ 点, 実施日)																																									
長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)実施済み(_____ 点, 実施日)																																									
知能検査等の施行が不可能な状態である。																																														
(理由:)																																									
その他()																																									
	備考(診断が未確定のときの今後の見通し,必要な検査など)																																													
3	判断能力判定についての意見(下記のいずれかをチェックするか(意見)欄に記載する)																																													
	<p>自己の財産を管理・処分することができない。 (後見程度。日常的に必要な買い物も自分ではできず,だれかに代わってやってもらう必要があるという程度)</p> <p>自己の財産を管理・処分するには,常に援助が必要である。 (保佐程度。日常的に必要な買い物程度は単独でできるが,重要な財産行為(不動産,自動車の売買や自宅の増改築,金銭の貸し借り等)は自分ではできないという程度)</p> <p>自己の財産を管理・処分するには,援助が必要な場合がある。 (補助程度。重要な財産行為(不動産,自動車の売買や自宅の増改築,金銭の貸し借り等)について自分でできるかもしれないが,本人のためにはだれかに代わってやってもらった方がよいという程度)</p> <p>自己の財産を単独で管理・処分することができる。</p>																																													
	(意見)																																													
	判定の根拠(検査所見・説明)																																													
	備考(本人以外の情報提供者など)																																													

以上のとおり診断します
病院又は診療所の名称
所在地・電話番号
担当診療科名
担当医師氏名

平成 年 月 日

印